生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

（状況：令和８年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量
４月	下流	2026/5/27	2026/6/22	2.5mg/L
５月	下流	2026/6/17	2026/7/1	2.7mg/L
６月	下流	2026/7/8	2026/7/21	2.0mg/L
７月	下流	2026/7/29	2026/8/21	4.1mg/L
８月	下流	2026/8/19	2026/9/17	6.8mg/L
９月	下流	2026/9/9	2026/10/1	5.7mg/L
10月				
11月				
12月				
１月				
２月				
３月				

※基準：1リットルにつき20ミリグラム以下